【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十五条の三**　令第三条の五第一項及び令第四条の十第一項に規定する有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一　定款

二　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含む。次項において同じ。）の写し

２　令第三条の五第二項及び令第四条の十第二項に規定する数は、申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度すべての末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数とする。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

**第十五条の三**　令第三条の五第一項及び令第四条の十第一項に規定する有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一　定款

二　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含む。次項において同じ。）の写し

２　令第三条の五第二項及び令第四条の十第二項に規定する数は、申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度すべての末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数とする。

（改正前）

（新設）